鳥取県告示第109号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年2月24日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

| 事業者の名称又は | 指定に係る事業所 | 指定に係る事業所 | 廃止の届出を受理 | サービスの種類 |
|------------|-----------|-----------|------------|-------------|
| 氏名 | の名称 | の所在地 | した年月日 | / こノ、シノ1至大兵 |
| 社会福祉法人あし | ヘルプサービスぽけ | 米子市道笑町二丁 | 平成24年2月10日 | 訪問介護 |
| <u>ー</u> ど | っと | 目 126 | | |
| 医療法人南家医院 | 医療法人南家医院 | 境港市渡町1480 | 11 | 居宅療養管理指導 |